

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和5年度指定避難所（基幹）内備蓄庫整理業務

## 2 目的

札幌市が指定避難所（基幹）の備蓄庫で保有する備蓄物資について、棚卸作業（備蓄庫内のレイアウト整理や資機材の劣化状況調査を含む。）及び備蓄物資データベースを更新するとともに、保管場所を図面化して、災害時に備蓄物資を有効かつ円滑に使用できる状態に保つことを目的とする。

## 3 業務実施期間

契約締結日から令和6年3月29日まで。（原則、土・日・祝日を除く。）

## 4 業務実施場所

### (1) 指定避難所（基幹） 153 施設

中央区	13 カ所
北区	22 カ所
東区	20 カ所
白石区	15 カ所
厚別区	10 カ所
豊平区	16 カ所
清田区	12 カ所
南区	15 カ所
西区	16 カ所
手稲区	14 カ所

※各施設情報は別紙「指定避難所（基幹）一覧」参照

### (2) 豊水拠点倉庫

中央区南8条西2丁目5番

## 5 業務内容

### (1) 備蓄物資の棚卸

ア 各備蓄庫の物資の数量確認とともに、委託者が保有する備蓄物資データベースの在庫数量と差異があるものは再調査を行い、正しい在庫数量を確定した上で、正しい備蓄物資リストを作成する。また、備蓄物資データベース上にない物資が存在した場合は、記録を行い、報告する（記録の様式は問わない）。

イ 汚破損物資について、状態に問題がある場合はデジタルカメラ等で撮影し、写真に記録する。

## (2) 備蓄物資データベースの更新

ア 上記「(1) 備蓄物資の棚卸」完了後、委託者が保有する備蓄物資データベースについて、正しい在庫数量を入力するとともに、数量や品目に誤りがあった場合は修正を行う。

イ 内閣府が提供する「物資調達・輸送調整等支援システム」の仕様等を把握の上、「(1) 備蓄物資の棚卸」の結果をもとに、登録用データを作成する。なお、委託者で管理している分類と当該システムの分類が異なる場合は、システムの分類に変換すること。

また、当該システムは一般公開されていないため、変換に必要な要件定義については委託者と相談の上、行うこと。

## (3) 賞味期限・使用期限切れ物資の報告

上記「(1) 備蓄物資の棚卸」の際に、賞味期限または使用期限が切れている物資を確認した場合は記録を行い、報告する（記録の様式は問わない）。

当該物資については、防災拠点倉庫に保管している同等品との入替は行わず、外箱等の見やすい位置に賞味期限または使用期限が切れていることを示すシールを貼付する。貼付するシールは、表示内容を委託者と協議の上、決定し、受託者において作成を行うこととする。

## (4) レイアウトマップの作成

非常時に備蓄物資を有効かつ円滑に使用できるよう、各備蓄庫のレイアウトマップを作成し、物資ごとに配架位置と数量の記載を行う。なお、マップには、備蓄庫内の空きスペースや動線の面積が分かるよう記載すること。

## (5) 寄贈品、廃棄予定品の明示

上記「(1) 備蓄物資の棚卸」により、寄贈品及び廃棄予定品等を確認した場合はレイアウトマップに記載を行い、対象物資に物資票（別途指定）を添付し報告する。

## (6) 資機材の動作点検

各備蓄庫に保管されているLEDランタン及び手回しラジオ等の資機材について、動作の点検を行い、不良品を発見した場合は記録を行い、報告する（記録の様式は問わない）。

不良品については、防災拠点倉庫に保管している同一製品との入替は行わず、外箱等の見やすい位置に不良品であることを示すシールを貼付する。貼付するシールは、表示内容を委託者と協議の上、決定し、受託者において作成を行うこととする。

※動作確認を行うことで劣化を早める可能性がある未開封または未使用の機材については、実施の可否を事前に協議すること。

#### (7) 備蓄庫内の整理

同品目の備蓄物資が各備蓄庫内で点在している場合は、品目ごとに配置換え及び動線の確保等を行う。

#### (8) 備蓄庫の場所の調査

受託者は、各備蓄庫での棚卸業務等の終了後、各施設内における備蓄庫の位置及び体育館から備蓄庫が距離的に遠い施設の抽出（例：体育館は1階であるが、備蓄庫は4階に位置している等）を行い、これらをまとめた一覧表の作成を行う。

なお、記載内容等については、契約締結後、受託者と協議を行うこと。

#### (9) 備蓄物資の搬入及び回収

豊水拠点倉庫に保管している「塩素系漂白剤 2,500ml」（※令和5年7月末納入予定）について、「(1) 備蓄物資の棚卸」実施時、153箇所の備蓄庫に納品を行うこと。その際、各備蓄庫内に古い製品「塩素系漂白剤 2,500ml」（令和2年6月納入）があれば、その製品を回収し、豊水拠点倉庫内の空きスペースに配架すること。詳細な配架位置については、別途、委託者と協議すること。

#### (10) 特設公衆電話の所在確認

指定避難所（基幹）のうち、小中学校については、施設内に特設公衆電話が保管されているかを確認し、施設ごとの保管有無を報告すること（様式は問わない）。

なお、特設公衆電話の規格等については、契約締結後、委託者から説明を行う。

### 6 日程調整

上記業務に際し、各施設管理者と日程調整（原則、平日の9時00分から17時00分の間とする。）を行い、委託者に対して事前に業務実施工程表を提出すること。

### 7 責任者の選任について

受託者は委託者及び各施設管理者と連絡を密にし、本業務を円滑に遂行させるため、受託後速やかに委託者との窓口となる正社員である責任者3名を選任の上、委託者に対し、責任者届出書を提出すること。

また、各施設での作業に際しては、上記責任者3名のうち、少なくとも1名が現地で指揮を執ること。やむなく同人が指揮できない場合は、委託者の承認を得て、別に責任者を指定できるものとする。

### 8 成果物

#### (1) 備蓄物資リスト、レイアウトマップ及び備蓄物資データベース

作成した備蓄物資リスト（エクセルファイル等で備蓄物資の数量や賞味期限等を更新したもの）、各備蓄庫のレイアウトマップ及び更新した備蓄物資データベースを、メールもしくはデータを保存したDVD等にて納品する。

## (2) 状況報告書

寄贈品、廃棄予定品、非稼働資機材、汚破損物資、特設公衆電話の有無、災害時の使用に影響がある物資について、記録を行い、報告する（様式は問わない）。

## (3) 「物資調達・輸送調整等支援システム」登録用データ

当該システムに登録可能なデータ形式（CSV形式）で提供する。

## 9 支払方法

業務完了後、一括で支払う。

## 10 注意事項等

(1) 受託者は、作業及び搬送中における施設、器物の破損、汚損、紛失、盗難及び人的負傷等のないよう十分な作業管理を行うこと。

(2) 上記(1)の障害・事故等による損害が生じたときは、受託者の負担にて補償すること。

(3) 備蓄物資の汚損及び破損等の事故が発生しないよう十分な配慮を施すこと。

(4) 棚卸日及び動作点検日等については、各施設側の都合を優先させるものとし、あらかじめ委託者と協議した上で、事前に日程表を提出すること。

(5) 事故や天災等やむを得ない事情により作業が実施できない場合や遅延が生じる場合には、速やかに委託者へ連絡し指示を受けること。

(6) 再配置した備蓄物資は整然と並べること。

(7) 消毒液を直射日光から避けるようにして配置する、消防設備の前には物品を置かないようにする等、備蓄物資の配置場所には細心の注意を払うこと。

(8) 本業務の履行にあたっては、事前に委託者と十分な打合せを行うとともに、疑義が生じた場合には委託者と受託者が協議し決定すること。

(9) 各施設内における養生資材等の必要資機材については、受託者が準備すること。

(10) 移動車両の規模及び従事人員は、本仕様書に併せ適正なものとする。

(11) 各施設内での作業にあたり、業務従事者は、所定の制服を着用する等、本業務に従事するにふさわしい服装をし、名札を付けることとする。

(12) やむを得ず業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、事前に委託者と協議すること。

(13) 受託者は、本業務の実施の過程で本市が開示した情報、本業務の履行中に知り得た情報及び受託者が作成した情報（公知の情報を除く）を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

(14) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
  - イ ごみの減量及びリサイクルに努めること。
  - ウ 業務に係る用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (15) 本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項については、委託者と協議の上、決定すること。

【札幌市危機管理局 担当：岡部・山口 TEL211-3062】

備蓄庫場所一覽

別紙

No.	名称	区	所在地	配置場所
1	資生館小学校	中央区	南3条西7丁目	1階
2	桑園小学校	中央区	北8条西17丁目	1階
3	大倉山小学校	中央区	宮の森3条13丁目	3階
4	山鼻南小学校	中央区	南29条西12丁目	1階
5	中央小学校	中央区	大通東6丁目	体育館1階
6	幌南小学校	中央区	南21条西5丁目	2階
7	日新小学校	中央区	北8条西25丁目	1階
8	伏見小学校	中央区	南18条西15丁目	3階
9	山鼻中学校	中央区	南23条西13丁目	1階
10	向陵中学校	中央区	北4条西28丁目	3階
11	宮の森小学校	中央区	宮の森4条6丁目	3階
12	中央中学校	中央区	北4条東3丁目	1階
13	光陽小学校	北区	新琴似5条11丁目	1階
14	百合が原小学校	北区	百合が原6丁目	1階
15	屯田北小学校	北区	屯田9条3丁目	1階
16	屯田北中学校	北区	屯田9条4丁目	1階
17	北九条小学校	北区	北9条西1丁目	1階
18	幌北小学校	北区	北19西2丁目	1階
19	新琴似小学校	北区	新琴似7条3丁目	2階
20	和光小学校	北区	北34条西7丁目	1階
21	屯田南小学校	北区	屯田5条4丁目	2階
22	拓北小学校	北区	あいの里2条1丁目	4階
23	新琴似南小学校	北区	新琴似1条3丁目	4階
24	篠路西小学校	北区	篠路5条2丁目	3階
25	太平小学校	北区	篠路1条2丁目	1階
26	新琴似緑小学校	北区	新琴似10条11丁目	1階
27	新琴似北小学校	北区	新琴似11条6丁目	1階(体育館横)
28	新川小学校	北区	新川5条15丁目	1階
29	新川中学校	北区	新川4条3丁目	屋上塔屋
30	篠路西中学校	北区	篠路6条2丁目	1階
31	太平中学校	北区	太平8条2丁目	1階
32	新琴似中学校	北区	新琴似7条4丁目	4階
33	篠路中学校	北区	篠路町篠路368	3階(LL準備室)
34	明園小学校	東区	北19条東14丁目	1階
35	丘珠小学校	東区	丘珠町593番地	1階
36	栄中学校	東区	北46条東6丁目	1階
37	札幌北中学校	東区	東苗穂10条3丁目	1階
38	苗穂小学校	東区	北9条東13丁目	2階
39	北光小学校	東区	北12条東6丁目	2階
40	札幌小学校	東区	伏古1条2丁目	2階
41	栄小学校	東区	北42条東10丁目	2階
42	元町小学校	東区	北25条東17丁目	体育館2F
43	栄西小学校	東区	北39条東4丁目	体育館1階
44	本町小学校	東区	本町2条7丁目	3階
45	東光小学校	東区	本町2条1丁目	4階
46	美香保中学校	東区	北17条東6丁目	4階
47	東栄中学校	東区	本町1条7丁目	4階
48	明園中学校	東区	北22条東12丁目	3階
49	北栄中学校	東区	北33条東2丁目	1階
50	中沼小学校	東区	中沼町73-10	1階
51	栄南小学校	東区	北37条東20丁目	1階
52	北園小学校	東区	北25条東4丁目	体育館2階
53	東白石中学校	白石区	南郷通15丁目北	1階
54	北白石小学校	白石区	北郷6条3丁目	1階
55	東橋小学校	白石区	菊水8条1丁目	2階
56	大谷地小学校	白石区	本通18丁目南	2階
57	本通小学校	白石区	平和通9丁目南	1階
58	菊水小学校	白石区	菊水元町2条3丁目	2階
59	東川下小学校	白石区	川下4条3丁目	2階
60	川北小学校	白石区	川北4条2丁目	屋上塔屋
61	幌東中学校	白石区	菊水6条3丁目	2階
62	北都小学校	白石区	北郷4条5丁目	3階
63	西白石小学校	白石区	中央3条5丁目	2階
64	北白石中学校	白石区	北郷6条3丁目	1階
65	白石中学校	白石区	本郷通6丁目南	4階
66	平和通小学校	白石区	本通15丁目北3-1	塔屋

No.	名称	区	所在地	配置場所
67	厚別北中学校	厚別区	厚別町小野幌774-5	1階
68	信濃小学校	厚別区	厚別中央4条3丁目	1階
69	新札幌わかば小学校	厚別区	厚別南7丁目	2階
70	ひばりが丘小学校	厚別区	厚別中央2条4丁目	2階
71	もみじ台中学校	厚別区	もみじ台西1丁目	3階
72	信濃中学校	厚別区	厚別中央3条2丁目	3階
73	ノホロの丘小学校	厚別区	上野幌2条4丁目	2階
74	青葉中学校	厚別区	青葉町10丁目	3階
75	上野幌中学校	厚別区	上野幌2条3丁目	1階
76	東山小学校	豊平区	平岸4条11丁目	1階
77	羊丘中学校	豊平区	福住1条3丁目	1階
78	羊丘小学校	豊平区	月寒東1条16丁目	1階
79	東園小学校	豊平区	豊平1条12丁目	塔屋
80	中の島小学校	豊平区	中の島2条1丁目	1階
81	月寒東小学校	豊平区	月寒東3条10丁目	1階
82	みどり小学校	豊平区	美園5条2丁目	2階
83	あやめ野小学校	豊平区	月寒東1条11丁目	2階
84	月寒小学校	豊平区	月寒西2条5丁目	3階
85	西岡北中学校	豊平区	西岡3条8丁目	3階
86	平岸高台小学校	豊平区	平岸5条18丁目	2階
87	八条中学校	豊平区	豊平8条13丁目	3階
88	月寒中学校	豊平区	月寒東2条2丁目	3階
89	西岡中学校	豊平区	西岡3条12丁目	屋上塔屋
90	西岡小学校	豊平区	西岡2条9丁目	1階
91	平岡緑中学校	清田区	平岡公園東9丁目	1階
92	三里塚小学校	清田区	里塚2条6丁目	2階
93	北野台小学校	清田区	北野4条5丁目	2階
94	清田緑小学校	清田区	清田7条3丁目	2階
95	平岡小学校	清田区	平岡9条2丁目	2階
96	美しが丘小学校	清田区	美しが丘2条5丁目	2階
97	平岡中央中学校	清田区	平岡5条4丁目	2階
98	平岡中学校	清田区	平岡2条5丁目	2階
99	美しが丘緑小学校	清田区	美しが丘4条5丁目	1階
100	北野台中学校	清田区	北野4条4丁目	1階
101	清田南小学校	清田区	清田5条2丁目	4階
102	真駒内中学校	南区	真駒内幸町3丁目	1階
103	南小学校	南区	南31条西9丁目	2階
104	藤野小学校	南区	藤野2条7丁目	2階
105	藻岩小学校	南区	川沿7条2丁目	1階
106	芸術の森小学校	南区	常盤2条3丁目1	3階
107	石山中学校	南区	石山2条8丁目	4階
108	藤野中学校	南区	藤野5条6丁目	3階
109	澄川小学校	南区	澄川5条4丁目	1階
110	澄川中学校	南区	澄川6条6丁目	1階
111	藻岩中学校	南区	川沿7条3丁目	2階
112	真駒内曙中学校	南区	真駒内曙町2丁目	2階
113	藤野南小学校	南区	藤野4条6丁目	2階
114	南の沢小学校	南区	南沢3条2丁目	4階
115	澄川西小学校	南区	澄川2条5丁目7-2	プレハブ
116	発寒西小学校	西区	発寒5条7丁目	1階
117	手稲宮丘小学校	西区	宮の沢3条2丁目	1階
118	八軒小学校	西区	八軒4条西1丁目	1階
119	発寒中学校	西区	発寒5条7丁目	1階
120	手稲東小学校	西区	西野4条3丁目	1階
121	発寒小学校	西区	発寒10条4丁目	2階
122	山の手小学校	西区	山の手5条6丁目	1階
123	二十四軒小学校	西区	二十四軒2条3丁目	1階
124	西野小学校	西区	西野8条4丁目	2階
125	福井野小学校	西区	福井6丁目	1階
126	平和小学校	西区	平和3条8丁目	2階
127	八軒西小学校	西区	八軒3条西5丁目	3階
128	宮の丘中学校	西区	西野3条10丁目	3階
129	琴似中央小学校	西区	八軒7条東1丁目	1階
130	八軒東中学校	西区	八軒2条東3丁目	1階
131	星置中学校	手稲区	星置3条5丁目	1階
132	手稲西小学校	手稲区	金山3条2丁目	1階
133	新陵小学校	手稲区	新発寒6条6丁目	2階
134	稲積小学校	手稲区	前田5条7丁目	2階

No.	名称	区	所在地	配置場所
135	富丘小学校	手稲区	富丘1条6丁目	2階
136	新陵東小学校	手稲区	新発寒5条4丁目	3階
137	手稲中央小学校	手稲区	手稲本町3条2丁目	1階
138	前田中央小学校	手稲区	前田8条12丁目	1階
139	手稲西中学校	手稲区	金山3条2丁目	塔屋
140	新陵中学校	手稲区	新発寒5条4丁目	1階
141	稲積中学校	手稲区	前田4条5丁目	2階
142	前田中学校	手稲区	前田7条13丁目	2階
143	手稲中学校	手稲区	富丘3条5丁目	1階
144	中央区体育館(北ガスアリーナ札幌)	中央区	北4条東6丁目	1階
145	北区体育館	北区	新琴似8条2丁目	1階
146	東区体育館	東区	北27条東14丁目	1階
147	白石区体育館	白石区	南郷通6丁目北	2階
148	厚別区体育館	厚別区	厚別中央2条5丁目	1階
149	豊平区体育館	豊平区	月寒東2条20丁目	1階
150	清田区体育館	清田区	平岡1条5丁目	1・2階
151	南区体育館	南区	川沿4条2丁目	1階
152	西区体育館	西区	発寒5条8丁目	1階
153	手稲区体育館	手稲区	曙2条1丁目	1階
合計				